

第3次築上町総合計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、第3次築上町総合計画策定支援業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、受託候補者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 目的

本業務は、現行の計画（第2次築上町総合計画）の期間満了に伴い、令和9年度から令和18年度までを計画期間とする第3次築上町総合計画の策定を目的とする。

また、第3次築上町総合計画は、次期「築上町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）を兼ねたものとなるようにする。

3 業務概要

- (1) 業 務 名 第3次築上町総合計画策定支援業務
- (2) 業 務 内 容 別紙「第3次築上町総合計画策定支援業務仕様書」のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約締結の日から令和9年3月19日まで
- (4) 委託料上限額 17,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
 - 内訳 令和7年度：6,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
 - 内訳 令和8年度：11,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 築上町、国、県、及び他の地方公共団体から指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 過去5年以内（令和2年度から令和6年度まで）に、地方公共団体の総合計画又は地方版総合戦略策定支援業務の実績を有すること。

5 実施スケジュール

項目	日程
公告 参加表明書受付開始 質問書受付開始	令和7年9月25日（木）
質問受付締切 参加表明書等の受付締切 企画提案書受付開始	令和7年10月9日（木）午後5時まで
質問回答期限	令和7年10月15日（水）午後5時まで
企画提案書等の受付締切	令和7年10月21日（火）午後5時まで
一次審査結果通知	令和7年10月27日（月）
二次審査（プレゼンテーション）	令和7年11月4日（火）※予定
結果通知	令和7年11月上旬（予定）
契約締結	令和7年11月中旬（予定）

6 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式第1号） … 1部
- (イ) 会社概要（様式第2号） … 1部
- (ウ) 業務実績（様式第3号） … 1部

(2) 提出期限 令和7年10月9日（木）午後5時まで

(3) 提出方法 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留とし、提出期限必着）によるものとする。

(4) 提出先 「13 担当部署」に同じ

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- (ア) 企画提案書（様式任意） … 正本1部、副本6部
- (イ) 見積書（様式任意） … 正本1部、副本6部
- (ウ) 業務の実施体制（様式第4号） … 1部
- (エ) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し … 1部
- (オ) 次の①及び②の納税証明書の写し … 1部

① 国税：税務署が発行する「納税証明書（法人にあってはその3の3、個人にあってはその3の2）」

（法人税及び地方消費税）

② 都道府県税：所轄の都道府県税事務所等が発行する「納税証明書（法人県民税及び法人事業税）」又は「都道府県税の滞納がないことの証明書」（※本社（本店）

と受任地の都道府県が異なる場合は、受任地のみの証明書が必要。)

※(イ)については金額は消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。また、年度ごと、項目ごとに積算根拠の内訳及び明細を明らかにすること。

※(エ)、(オ)については、いずれも発行後3か月以内のものとし、令和7年度築上町建設工事等競争入札参加資格を有していない者のみ提出すること。

(2) 提出期限 令和7年10月9日(木)から令和7年10月21日(火)午後5時まで

(3) 提出方法 持参又は郵送(一般書留又は簡易書留とし、提出期限必着)によるものとする。

(4) 提出先 「13 担当部署」に同じ

(5) 企画提案書 本業務の実施にあたり、以下の内容を満たすように自由に記載すること。
記載の構成や表現方法は自由とする。

①本業務の目的・背景に対する理解と課題認識

②調査・分析の進め方(町の現状把握・個別計画との整合等)

③住民・職員参画の仕組み(アンケート、ワークショップ、子ども意見反映等)の工夫

④総合計画の構成や施策体系(総合戦略含む)に関する考え方、策定方針との整合性

⑤成果物(計画書)の編集・デザインの工夫

⑥業務工程(主要スケジュール、進行管理体制)

⑦町との連携方法、その他独自の提案事項

8 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

(1) 提出書類 質問書(様式第5号)

(2) 受付期間 令和7年10月9日(木)午後5時まで

(3) 提出方法 電子メール(kikakukeikaku@town.chikujo.lg.jp)

(4) 回答方法 令和7年10月15日(水)午後5時までに町ホームページに掲載する。

9 受託候補者の選定

(1) 選定委員会の設置

企画提案の審査、評価及び選定を行うため、第3次築上町総合計画策定支援業務公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(2) 選定方法

本プロポーザルでは、『(4) 評価基準』に基づき審査を行う。応募が3者を超えた場合は審査委員会において1次審査(書類審査)を行い、上位3者を選定した上で、2次審査(プレゼンテーションによる審査)を実施する。応募が3者以下の場合は全提案者を1次審査通過とみなし、2次審査(プレゼンテーションによる審査)を実施し、受託候補者と次点者を選定する。合計点数が同点の場合は、見積書の金額の低い方の提案者を受託候補者とし、見積書の金額も同額の場合は審査委員会で協議のうえ決定する。

なお、参加者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとし、評価点の合計が60/100以上の場合は受託候補者とする。

(3) プレゼンテーション

1次審査を通過した者に対し、提出された企画提案書をもとに審査委員会において2次審査（プレゼンテーションによる審査）を実施する。

① 実施予定日

令和7年11月4日（火）を予定（詳細は別途電子メールにて通知する）。

② 実施方法

- ・現地での対面実施とし、会場は築上町役場の会議室を予定している。
- ・1事業者30分以内（発表20分、質疑応答10分を目安）とし、順次個別に行う。なお、プレゼンテーション用機器等の準備時間は含まないものとする。
- ・提案者の出席者は3名以内とする。
- ・提出書類等による紙面でのプレゼンテーションも可能であるが、パソコンを使用する場合は、提案者側で準備すること。なお、スクリーン及びプロジェクターは当町で準備する（※プロジェクターはHDMIケーブルで接続可能）。

(4) 評価基準

評価項目	評価の視点	配点
実施体制	・業務遂行に見合った人員・体制が整っているか。 ・必要な専門分野の人材が配置されているか。	5点
調査・分析力	・課題の整理、分析手法についての知識を有しているか。	10点
住民・職員参画の仕組み	・住民ワークショップ、子ども意見反映などが具体的に提案され、参加者の主体性や共感を引き出す工夫があるか。 ・職員参画や庁内合意形成支援に配慮しているか。	15点
提案内容 (計画構成・方向性)	・策定方針の趣旨（縮小社会対応・バックキャスティング・行政評価連動）を理解しているか。 ・これからの時代の総合計画策定に求められることに関して十分な知識や考え方を有しているか。	15点
成果物のわかりやすさ・デザイン性	・計画書のデザインや編集方針が住民に親しみやすく、視覚的にわかりやすいか。	10点
効率的な総合戦略の策定	・効率的かつPDCAサイクルなどの運用まで考慮されたものになっているか。	15点
独自提案	・その他、本町にとって有効・有益な独自の提案が示されているか。	10点
工程	・スケジュールが具体的で実現可能か。	5点
実績	・総合計画や地方版総合戦略の策定実績が十分であるか。（件数・規模等）	5点
価格	・積算根拠が明確で、適正な価格が提示されているか。	10点
合 計		100点

- (5) 審査結果 参加者へ電子メールで通知するとともに、町ホームページに掲載する。

10 契約手続

受託候補者と町が協議し、企画提案書の内容を基本として、本業務の委託に係る仕様書を確定させた上で、契約交渉を行う。なお、受託候補者と合意に至らなかった場合は、次点者と契約交渉を行う。

11 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積書の金額が委託料上限額を超える場合

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 提出締切後の企画提案書等の修正及び変更は認めない。
- (3) 提出された全ての書類は返却しない。
- (4) 企画提案書等は受託候補者選定に伴う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。また、企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するが、選定結果の公表等に必要な場合はその者の承諾を得て、内容が無償で使用できるものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、築上町情報公開条例（平成 18 年築上町条例第 13 号）に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- (6) 業務の実施体制（様式第 4 号）に記載した技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの了解を得なければならない。
- (7) 契約及び手続は、築上町財務規則（平成 18 年築上町規則第 38 号）の規定による。

13 担当部署

〒829-0392

福岡県築上郡築上町大字椎田 891 番地 2

築上町企画財政課企画計画係 担当：辻上、舩川

TEL:0930-56-0300（内線 321）、FAX:0930-56-1405

E-mail:kikakukeikaku@town.chikujo.lg.jp